

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 2 年度
計画主体	養老町

養老町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 養老町役場 産業建設部 産業観光課
所 在 地 岐阜県養老郡養老町高田 7 9 8
電 話 番 号 0 5 8 4 - 3 2 - 1 1 0 8
F A X 番 号 0 5 8 4 - 3 2 - 2 6 8 6
メールアドレス 09sangyo@town.yoro.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ヌートリア、アライグマ、カラス、ドバト
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	岐阜県養老郡養老町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	0.10ha 28千円
	大豆	0.06ha 16千円
	野菜（夕顔、南瓜等）	0.04ha 8千円
	イモ類（里芋、ばれいしょ）	0.01ha 8千円
ニホンジカ	水稲	0.96ha 97千円
	果樹	0.02ha 30千円
	野菜（人参、南瓜等）	0.32ha 124千円
	イモ類（甘藷・馬鈴薯）	0.29ha 29千円
ニホンザル	果樹（柿、栗等）	0.40ha 41千円
ヌートリア	水稲	0.29ha 297千円
アライグマ	果樹（柿等）	0.02ha 4千円
カラス	雑穀	0.08ha 18千円
	果樹（みかん・柿等）	0.10ha 260千円
	野菜	0.33ha 230千円
ドバト	野菜	0.01ha 11千円

(2) 被害の傾向

①イノシシによる被害は捕獲頭数の減少、集落周辺及び農地への目撃が減少していることから、農作物被害は減少傾向にある。

依然として奥地に生息している可能性があるものの、平成30年度に発生した、CSF（豚熱）感染イノシシの増加により個体数は大幅に減少していると思われ、経過を視る必要がある。

②ニホンジカによる被害は、中山間地域を中心に年間を通して発生している。

近年では鳥獣の侵入防止柵の整備により、水稻・果樹等の被害が減少傾向にあるが、柵のない地域からの流入、柵より内側でのコロニーの形成等により大規模な水稻・果樹の被害よりも家庭菜園などの小規模な被害報告が増加している。

③ニホンザルによる被害は、年間を通して発生し、野菜・果樹の食害が中心となっている。

群れによる大規模な被害報告はなく、販売を目的とした果樹・野菜等はネットや柵などの自衛策によって被害は減少しているが、中山間地域である集落への進出が目立つようになり、干し柿、タマネギ、ジャガイモなどの自家消費分への被害が増加している。

近年は、はぐれザルの目撃が山間地域から離れた平野地域でも多発し、農作物への被害だけでなく、子どもたちが襲われないかといった地域住民の不安が表面化している。

④ヌートリアによる被害は、養老町全域で増加している。

田植え後の新芽の食害だけでなく、用水路の畦に巣穴を掘り、畦・堤防の破壊等の被害が大きく、通年にわたって被害防止捕獲を実施している。

⑤アライグマによる被害は主に果物（柿等）への食害が目立っている。また、農作物以外にも民家へ侵入して器物破損等の被害も増加している。

⑥カラスによる被害は近年増加傾向にある。

農作物については収穫時期に発生しており、また、集落の中にまで入り込んでいることから糞による田畑や民家への被害が増えている。

被害防止捕獲を実施しているが、集落内では銃による捕獲が出来ないため、対応に苦慮している。

⑦ドバトもカラス同様に被害が増加し、近年、糞による農作物並びに民家（洗濯物等）への被害報告や捕獲要請も多数寄せられているが、こちらも集落内で銃捕獲ができずに対応に苦慮している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
イノシシ被害額	60千円	30千円
被害面積	0.21ha	0.10ha
ニホンジカ被害額	280千円	140千円
被害面積	1.59ha	0.79ha
ニホンザル被害額	41千円	20千円
被害面積	0.40ha	0.20ha

ヌートリア被害額 被害面積	297千円 0.29ha	148千円 0.14ha
アライグマ被害額 被害面積	4千円 0.02ha	3千円 0.01ha
カラス被害額 被害面積	508千円 0.51ha	254千円 0.25ha
ドバト被害額 被害面積	11千円 0.01ha	7千円 0.01ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養老郡猟友会と連携をし、捕獲体制の構築を図ってきた。 ・ 捕獲に関しては、銃器、箱おり、くくりわなを使用している。 ・ 捕獲後の処理は、猟友会により焼却及び埋設している。 ・ 狩猟者の減少・高齢化により猟友会員数の確保のため、新たに狩猟免許を取得した際にかかった経費の一部を支援する、養老町狩猟免許取得支援補助金を活用し取得した方に対して支援を実施。 ・ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、野生鳥獣保護管理推進事業（ニホンジカ個体数調整）等の国・県補助事業を活用し捕獲圧の向上を図っている。 	<p>狩猟者の減少・高齢化により十分に捕獲のできない地域が今後出てくる恐れがあり、狩猟免許を持つ捕獲従事者の育成が急務であることから、狩猟者の確保が課題となる。</p>

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養老町有害獣防除施設設置事業補助金で、個人が設置する有害獣防除施設（電気柵・網ネット柵等）にかかる資材費用の2分の1（千円未満切り捨て）を町が負担している。ただし、20万円を限度としている。 ・ 鳥獣被害防止総合対策支援事業を活用し、鳥獣侵入防止柵の設置を進めている。 	<p>鳥獣侵入防止柵の未設置地区を中心に地域ぐるみで柵の設置、管理維持等を行うよう働きかけをしていく必要がある。</p>
----------------------	---	--

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣侵入防止柵のない地区（柏尾）での柵設置の推進。 ・ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、野生鳥獣保護管理推進事業（ニホンジカ個体数調整）等の国・県補助事業を活用した、有害鳥獣の捕獲活動は継続しつつ、ニホンザル・カラスの追払い等の地域住民主体とした被害防止活動の推進。 ・ アンケート等を通じた被害状況の把握、効率的な被害防止活動の提案。 ・ 講演会や説明会を行い、地域住民への啓発活動を行う。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>養老町有害鳥獣捕獲隊員</p>	<p>各自治会長等からの被害報告・捕獲依頼を町が受け、養老郡猟友会会員から編成した有害鳥獣捕獲隊員に対し許可証及び従事者証を発行し、捕獲隊員が捕獲処理を行う。</p>
--------------------	---

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
<p>R3年度 ～R5年度</p>	<p>イノシシ ニホンジカ ニホンサル ヌートリア アライグマ カラス ドバト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲資材（箱わな、くくりわな）の導入を進めるとともに免許取得のための周知を養老郡猟友会と連携を行い、狩猟者の育成・確保等を進めていく。 ・ 農業者および住民を対象とした講演会、説明会を開催し、防護柵の適切な設置・維持管理の啓発、耕作放棄地の草刈りや放任果樹の除去、クズ野菜・生ゴミを放置しないなどの意識向上を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

○捕獲実績

	H30年度	R1年度	R2年度（見込）
イノシシ	55頭	7頭	5頭
ニホンジカ（有害）	232頭	200頭	200頭
（個体数調整捕獲）	123頭	100頭	100頭
ニホンザル	19頭	17頭	20頭
ヌートリア	244匹	194匹	90匹
アライグマ	26匹	15匹	20匹
カラス	1,145羽	884羽	700羽
ドバト	143羽	0羽	20羽

イノシシについては、捕獲個体数は減少傾向にある。令和元年度は極端に減少しているが、これはCSF（豚熱）感染イノシシの影響であり、例外とみるべきである。しかしながら、CSFにより個体数は一時的に減少したが、ワクチン散布で抗体を持ち、個体数増加に転じると考えられるため、捕獲計画数を40頭とする。

ニホンジカについては減少傾向にあるとはいえ、過去3年を見ても有害捕獲や個体数調整捕獲とを併せて300頭以上捕獲している。このことから継続的に捕獲圧の維持をしていく必要があるため、捕獲計画数を300頭とする。

ニホンザルについても捕獲個体数は減少しているが、目撃情報は年々増えてきており、農作物被害の増加、今後は人的被害も予測されることに加え、捕獲による忌諱効果の意味も含めて積極的な捕獲や大型檻設置等を行うことし、捕獲計画数を50頭とする。

ヌートリアについては、銃猟が主流であり、銃所有者が減少していることから捕獲数が落ち込んでいたが、捕獲を推奨したところ捕獲数が増加した。今後、100～150頭前後で推移すると思われる。農作物だけでなく、畦・堤防などに被害があり捕獲依頼数も多いことから、捕獲計画数を140匹とする。

アライグマについては、主に罾や檻による捕獲が主流である。農作物被害だけでなく、住宅に侵入して器物を破損させる、また洗濯物に糞をする等の被害も報告されており対策を打つ必要が高いため、捕獲頭数を20頭とする。

カラスについては、銃の保持、地域住民の無理解から警察に通報される等、捕獲が敬遠されてきたが、捕獲を推奨したところ、3年間平均で900羽近くの捕獲が出来ている。捕獲や住民の対策等もあり、被害は減少しているが、今後も同等の捕獲数を維持していく必要があるため、捕獲計画数を740羽とする。

ドバトについては、カラス同様銃の保持で警察に通報され、捕獲が敬遠されていたため一時捕獲羽数が0羽だった事もあったが、近年、糞による農作物被害や住宅等への被害（主に洗濯物）報告や捕獲要請を受ける等増加傾向にあるため、捕獲計画数を50羽とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	40頭	40頭	40頭
ニホンジカ	300頭	300頭	300頭
ニホンザル	50頭	50頭	50頭
ヌートリア	140匹	140匹	140匹
アライグマ	20匹	20匹	20匹
カラス	740羽	740羽	740羽
ドバト	50羽	50羽	50羽

捕獲等の取組内容
<p>対象としている有害鳥獣については、銃器・わなを使用して、愛鳥週間（5月10日～5月16日、河川でのガン、カモ及びハクチョウ類の生息調査日、狩猟期間【11月1日～2月15日（イシ・シは3月15日まで狩猟期間延長）】及びその前後各15日を除く期間において、被害発生時に対処捕獲を行う。</p> <p>対象区域は養老町全域である。</p> <p>捕獲方法は、イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ヌートリアについては、箱おり（クマの誤捕獲防止のため、上部に脱出口最短幅30cm以上の穴を設ける）・くくりわな（くくりわなの輪の直径12cm以下及び締め付け防止金具及びよりもどしが装着されている物、ワイヤーの直径4mm以上を使用する）を使用して捕獲し、ともに止め指しで銃器または電気ショックを使用する。</p> <p>とらばさみについては緩衝材を使用している場合のみ利用を可とする。</p> <p>カラスについては、銃器及び許可のある場合は網を使用して捕獲する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>銃による捕獲は、主に散弾銃を使用するが、イノシシの様に体幹の大きい動物ではうまく仕留められないため、3名の猟友会員のみであるが、イノシシ限定でライフル銃を使用することがある。</p> <p>なお、捕獲時期については上記の取組内容と同じであり、また捕獲予定場所は主に養老地区、上多度地区、日吉地区の山沿い区域である。</p>

（注）被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

（4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R3年度	R4年度	R5年度
イノシシ	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置
ニホンジカ	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置
ニホンザル	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置
ヌートリア	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置
アライグマ	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置	個人・団体の申請による柵等の設置
カラス	銃器及び網使用のため対象外	銃器及び網使用のため対象外	銃器及び網使用のため対象外
ドバト	銃器及び網使用のため対象外	銃器及び網使用のため対象外	銃器及び網使用のため対象外

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R3年度 ~R5年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ヌートリア アライグマ カラス ドバト	<ul style="list-style-type: none"> ・花火等による集落ぐるみの追い払いを啓発する。 ・農業者及び住民を対象とした防護柵の適切な設置。 ・維持管理の啓発、耕作放棄地の草刈りや放任、果樹の除去、クズ野菜・生ゴミを放置しないなどの意識向上を図る。

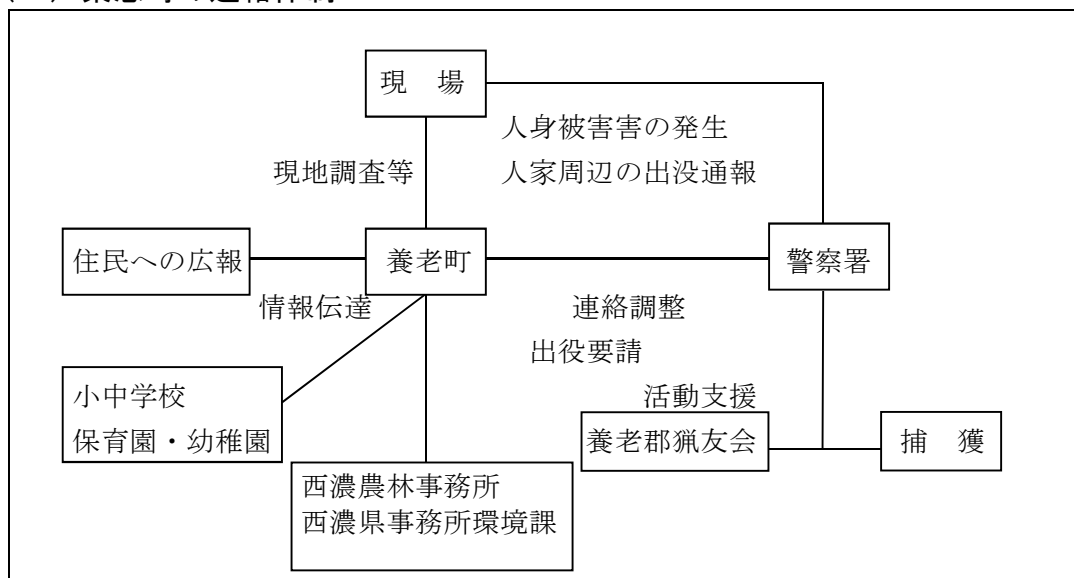
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
西濃農林事務所	対応の協議
西濃県事務所 環境課	対応の協議、捕獲方法の検討
養老警察署	緊急パトロール、周辺住民の安全確保
養老郡猟友会	緊急パトロール及び緊急捕獲

養老町産業建設部 産業観光課 (令和3年4月1日より名称変更)	緊急パトロール 住民への注意喚起、関係機関への情報伝達
養老町教育委員会 教育総務課	生徒対策（学校等への連絡）
養老町住民福祉部 子ども課	児童対策（保育園等への連絡）

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、捕獲後猟友会によって解体・梱包の上、焼却施設に持ち込み処分するか、又は埋設処分をする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食肉等（自家消費は可）への加工・販売は雑菌・寄生虫等食品衛生上の問題があるため個人では行わないが、ジビエ施設への持込等、衛生面をクリアできるなら可とする。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	養老町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
養老町産業建設部 産業観光課（令和3年4月1日より名称変更）	有害鳥獣被害対策協議会の事務運営、各種機関との連絡・調整を行う。
養老郡猟友会	有害鳥獣に対する専門知識、捕獲体制に対する助言を行う。また、鳥獣捕獲を実施する。
西濃農林事務所 （オブザーバー）	有害鳥獣関連情報に関する提供と普及指導を行う。
西美濃農業協同組合	被害情報の提供と普及指導を行う。
養老町森林管理委員会	山林に関する情報提供、被害防止技術の情報交換を行う。
その他団体（地区協議会）	鳥獣被害防護柵の設置後の維持管理、農作物及び人的被害防止活動を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
西濃農林事務所	有害鳥獣関連情報に関する提供を行う。
西美濃農業協同組合	有害鳥獣関連情報に関する提供を行う。
養老町人・農地プランに掲げる養老町の担い手	有害鳥獣関連情報に関する提供を行う。 また、適切な防護柵等の設置を実践する。
養老町農事改良組合長	有害鳥獣関連情報に関する提供を行う。 また、適切な防護柵等の設置を農家に施す。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

町職員（産業観光課（令和3年4月1日より名称変更））によって構成され、猟友会による捕獲活動の支援のほか、その他有害鳥獣被害防止対策に関する業務を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・養老公園北（養老白石・柏尾・喜勢・石畑地区）へ鳥獣侵入防止柵を設置し、集落ぐるみで被害防止への取り組みを行っていく。